

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2019年11月18日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (約 諾)</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 本取引の申込者がお客様本人であることを証するため、お客様は、<u>申込書に次のIからⅢの書類のうち、Iについては①～⑫の添付は必要ありません。</u></p> <p><u>Ⅱ～Ⅲについては、いずれか1つに加え、①から⑥までの書類のうちいずれか1つもしくは、⑦から⑫までの書類のうちいずれか2つを添付するものとする。</u></p> <p><u>ただし、お客様が法人である場合には、次の⑪および⑫の書類ならびに当該取引担当者に係る①から⑩までの書類のうちいずれか1つを添付するものとします。</u></p> <p><u>I 個人番号カード (複写)</u></p> <p><u>Ⅱ 通知カード (複写)</u></p> <p><u>Ⅲ 住民票 (複写もしくは写し：個人番号が記載されている発行日から6ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>① 運転免許証 (複写)</u></p> <p><u>② 外国人登録証明書 (複写)</u></p> <p><u>③ 住基カード (複写)</u></p> <p><u>④ 在留カード (複写)</u></p> <p><u>⑤ 個人番号カード (複写)</u></p> <p><u>⑥ 旅券 (複写)</u></p>	<p>第1条 (約 諾)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(3) 本取引の申込者がお客様本人であることを証するため、お客様は、<u>当社に本人確認書類等をご提出いただくものとします。</u></p> <p><u>ご提出いただく本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>⑦健康保険証（複写）</p> <p>⑧住民票（複写もしくは写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p> <p>⑨印鑑証明書（複写もしくは写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p> <p>⑩年金手帳（複写）</p> <p>⑪登記簿謄本または登記事項証明書（写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p> <p>⑫印鑑証明書（写し：発行日から6ヶ月以内のもの）</p>	
（省 略）	（現行通り）
<p>第8条（本取引に係るサービスの提供方法）</p> <p>お客様は、当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含むすべてのサービス（以下「本サービス」という）について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p>	<p>第8条（本取引に係るサービスの提供方法）</p> <p>当社が本取引に係る次の各号に掲げる事項を含むすべてのサービス（以下「本サービス」という）について、インターネットを通じてオンラインでお客様に提供します。</p>
（省 略）	（現行通り）
<p>第16条（事故の取扱い）</p> <p>当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第118条および第119条に規定する事故（以下「事故」という）が発生した場合、当該事故の結果と当該事故が発生しなかった場合の本来の結果との差額について、次の通り処理いたします。</p> <p>（1）お客様が益勘定となった場合は、<u>原則として</u>、当該益金相当額をお客様の証拠金預託額から差引く。</p>	<p>第16条（事故の取扱い）</p> <p>当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第118条および第119条に規定する事故（以下「事故」という）が発生した場合、当該事故の結果と当該事故が発生しなかった場合の本来の結果との差額について、<u>原則</u>、次の通り処理いたします。</p> <p>（1）お客様が益勘定となった場合は、当該益金相当額をお客様の証拠金預託額から差引く。</p>
（省 略）	（現行通り）
<p>第31条（改訂および承認）</p>	<p>第31条（改訂および承認）</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="193 215 783 629">本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p> <p data-bbox="376 723 568 757">(以下、省 略)</p> <p data-bbox="724 916 783 949">以上</p> <p data-bbox="557 1043 783 1077"><u>平成31年 4 月 15 日</u></p>	<p data-bbox="837 215 1428 629">本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページもしくはマイページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p> <p data-bbox="1005 723 1228 757">(以下、現行通り)</p> <p data-bbox="1369 916 1428 949">以上</p> <p data-bbox="1227 1043 1428 1077"><u>2019年11月18日</u></p>